

事業計画の概要

1. 全体計画の概要

1. 金属くずは、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、自社の切断施設により切断処分する。切断物は、スクラップ材として鉄材料問屋に売却する。切断物のうち売却できないものは自社の管理型処分場に埋立処分する。
金属くずのうち、有機物等の混入物が多いものは、自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設にて焼却処分の後、自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分する。

2. 「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」は、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、自社の破碎施設により破碎処分する。破碎してできた再生砕石は路盤材として土木建設業者に売却する。また、搬入された「ガラスくず、コンクリートくず工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」のうち、再生砕石に適さないものについては自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分する。

「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」のうち有機物の付着したガラス等（医療機関等より排出される、ダンボール箱に梱包されたガラス、廃プラスチック類等の非感染性産業廃棄物を想定）は、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により焼却処分する。焼却灰は自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分する。

また、廃石膏ボードは、排出事業者又は収集運搬業者が自社の分離施設に搬入し、分離処分する。なお、処分に伴う保管行為は行わない。分離にて排出される紙くずは自社の焼却施設において焼却処分を行い、焼却灰は自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分する。分離にて排出される廃石膏は、石膏ボードメーカーに石膏ボード原料として処理委託する。廃石膏ボードのうち水濡れ等で石膏ボードの原料に適さないものは、自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分する。

なお、廃石膏ボードの分離化にあたっては、建築物解体時における事前調査もしくは搬入時における確認作業を行い、砒素及びカドミウムを含有していないもののみを処理することとする。砒素及びカドミウムを含有しているものについては、受入れを行わない。

「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」のうち、石綿含有産業廃棄物については、管理型処分場内、指定の場所に、搬入された原形の状態で直接荷卸しを行う。荷卸しに伴い、石綿含有産業廃棄物が飛散することを防止するため、手作業もしくはダ

ンプによる直接荷卸しを緩やかに行うものとし、重機作業は行わない。積み卸した石綿含有産業廃棄物は破損しないよう覆土を行う。

3. 廃プラスチック類は、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により焼却処分する。焼却灰は自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分もしくはセメント会社等に搬入し、セメント原料としてリサイクルする。また、搬入された廃プラスチック類のうち、塩ビ等焼却に適さないものについては自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分する。

廃プラスチック類のうち、石綿含有産業廃棄物については、管理型処分場内、指定の場所に、搬入された原形の状態で直接荷卸しを行う。荷卸しに伴い、石綿含有産業廃棄物が飛散することを防止するため、手作業もしくはダンプによる直接荷卸しを緩やかに行うものとし、重機作業は行わない。積み卸した石綿含有産業廃棄物は破損しないよう覆土を行う。

4. がれき類は、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、自社の破碎施設により破碎処分する。破碎してできた再生砕石は路盤材として土木建設業者に売却する。また、搬入されたがれき類のうち、再生砕石に適さないものについては自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分する。

がれき類のうち、石綿含有産業廃棄物については、管理型処分場内、指定の場所に、搬入された原形の状態で直接荷卸しを行う。荷卸しに伴い、石綿含有産業廃棄物が飛散することを防止するため、手作業もしくはダンプによる直接荷卸しを緩やかに行うものとし、重機作業は行わない。積み卸した石綿含有産業廃棄物は破損しないよう覆土を行う。

5. ゴムくずは、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により焼却処分する。焼却灰は自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分もしくはセメント会社等に搬入し、セメント原料としてリサイクルする。また、搬入されたゴムくずのうち、形状・性状等で焼却処分に適さないものについては自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分する。

6. 木くずは、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、自社の破碎施設により破碎処分する。破碎後はチップ材として再利用を行う。また、搬入された木くずのうち、チップ材に適さないものについては、自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により焼却処分する。焼却灰は自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分もしくはセメント会社等に搬入し、セメント原料としてリサイクルする。木くずのうち不燃物との複合物等で焼却処分に適さないものについては自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分する。

7. 紙くずは、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により焼却処分する。焼却灰は自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分もしくはセメント会社等に搬入し、セメント原料としてリサイクルする。また、搬入された紙くずのうち、不燃物との複合物等で焼却に適さないものについては自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分する。
8. 繊維くずは、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により焼却処分する。焼却灰は自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分もしくはセメント会社等に搬入し、セメント原料としてリサイクルする。また、搬入された繊維くずのうち、不燃物との複合物等で焼却に適さないものについては自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分する。
9. 燃え殻は、排出事業者又は収集運搬業者が自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分する。燃え殻のうち、有機物等の混入物が多いものは、自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により焼却処分の後、自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分する。
10. 汚泥のうち、無機性のものは、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、建設現場から発生する無機性汚泥については固化破碎施設にて中間処分する。中間処分してできた良質改良土は盛土材料として、再生砕石は路盤材料として土木建設業者に売却する。

汚泥のうち、有機性のものは、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により焼却処分する。焼却灰は自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分もしくはセメント会社等に搬入し、セメント原料としてリサイクルする。また、中間処分できない汚泥については、排出事業者又は収集運搬業者が自社の最終処分施設に搬入し、管理型処分場に埋立処分する。
11. ばいじん（大気汚染防止法に規定するボイラーから排出されたものに限る。）は排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、自社のばいじんの混合造粒固化施設により混合・造粒・固化処理を行う。

安定化処理された製品は、重金属等の溶出が飛躍的に抑制され、十分な強度等を併せ持つことを確認の上、良質改良土もしくは良質再生骨材等の土木用資材として、土木建設業者やゼネコン等に売却する。また、安定化品が軽量である特性を生かし、軽量盛土材として売却する。さらに、造粒時間およびミキサースピードを調整することにより、製品の粒径を調整し、コンクリート殻由来の再生砕石と調合・粒度調整し、RC40として販売する。なお、安定化品の販売時においては、その特性及び使用にあたっての取り扱い方法・注意点・施工方法を顧客に説明し、販売する。

混合造粒固化物の性状が変わる可能性がある場合は、混合造粒固化物が土壤環境基準を満たすことを確認する。1回／年以上、5,000 m³ごとに混合造粒固化物が土壤環境基準を満たすことを確認する。なお、ばいじん（大気汚染防止法に規定するボイラーから排出されたものに限る。）は、ダイオキシン類濃度 1,000pg-TEQ/g 以下のものに限り、処理することとする。ダイオキシン類濃度の基準を超えるものは受入しない。

また、上記以外の中間処分に適さない、ばいじんは、排出事業者又は収集運搬業者が自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分する。埋立処分する、ばいじんのうち、有機物等の混入物が多いものは、自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により焼却処分の後、自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分する。

12. 鉍さいは、排出事業者又は収集運搬業者が自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分する。埋立処分する鉍さいのうち、有機物等の混入物が多いものは、自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により焼却処分の後、自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分する。
13. 動植物性残さは、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により焼却処分する。焼却灰は自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分もしくはセメント会社等に搬入し、セメント原料としてリサイクルする。また、搬入された動植物性残さのうち、不燃物との複合物等で焼却に適さないものについては自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分する。
14. 廃油は、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により焼却処分する。焼却灰は自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分もしくはセメント会社等に搬入し、セメント原料としてリサイクルする。
廃油（タールピッチに限る。）等、焼却に適さない場合は自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分する。
15. 産業廃棄物を処分するために処理したものは、排出事業者又は収集運搬業者が自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分する。
16. 廃酸は、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により焼却処分する。焼却灰は自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分もしくはセメント会社等に搬入し、セメント原料としてリサイクルする。
17. 廃アルカリは、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により焼却処分する。焼却灰は自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分もしくは

はセメント会社等に搬入し、セメント原料としてリサイクルする。

18. 動物系固形不要物は、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により焼却処分する。焼却灰は自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分もしくはセメント会社等に搬入し、セメント原料としてリサイクルする。

※2. 3. 4. の産業廃棄物のうち、石綿含有産業廃棄物については、受入れ時に分析調査の有無を確認する。分析が行われていないものは、石綿含有産業廃棄物とみなして取り扱いを行うものとする。

(特別管理産業廃棄物)

19. 廃石綿等は、耐水性の丈夫な2重袋に梱包し、排出事業者又は収集運搬業者が自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分する。埋立にあたっては、あらかじめ定められた場所を掘削し埋立終了後直ちに覆土を行う。
20. 感染性産業廃棄物は、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により焼却処分する。焼却灰は自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分もしくはセメント会社等に搬入し、セメント原料としてリサイクルする。
21. 廃油は、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により焼却処分する。焼却灰は自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分もしくはセメント会社等に搬入し、セメント原料としてリサイクルする。
22. 廃酸は、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により焼却処分する。焼却灰は自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分もしくはセメント会社等に搬入し、セメント原料としてリサイクルする。
23. 廃アルカリは、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により焼却処分する。焼却灰は自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分もしくはセメント会社等に搬入し、セメント原料としてリサイクルする。
24. 特定有害物質を含む廃油は、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設により焼却処分する。焼却灰は自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分もしくはセメント会社等に搬入し、セメント原料としてリサイクルする。
25. 特定有害物質を含む廃酸は、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設による焼却処分、又は無害化施設による不溶化处理、分解処理

を行う。焼却灰及び不溶化・分解処理に伴い発生する汚泥は、自社の管理型処分場に埋立処分する。

26. 特定有害物質を含む廃アルカリは、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、焼却施設による焼却処分、又は無害化施設による不溶化処理、分解処理を行う。焼却灰及び不溶化・分解処理に伴い発生する汚泥は、自社の管理型処分場に埋立処分する。
27. 特定有害物質を含む汚泥は、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、無害化施設による不溶化、分解、溶解処理を行う。処理に伴い発生する汚泥は、自社の管理型処分場に埋立処分する。処理に伴い発生する廃液は、自社の焼却施設にて焼却処分し、焼却灰は自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分もしくはセメント会社等に搬入し、セメント原料としてリサイクルする。
28. 特定有害物質を含むばいじんは、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、無害化施設による不溶化、溶解処理を行う。処理に伴い発生する汚泥は、自社の管理型処分場に埋立処分する。処理に伴い発生する廃液は、自社の焼却施設にて焼却処分し、焼却灰は自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分もしくはセメント会社等に搬入し、セメント原料としてリサイクルする。
29. 特定有害物質を含む燃え殻は、排出事業者又は収集運搬業者が自社の中間処分施設に搬入し、無害化施設による不溶化、溶解処理を行う。処理に伴い発生する汚泥は、自社の管理型処分場に埋立処分する。処理に伴い発生する廃液は、自社の焼却施設にて焼却処分し、焼却灰は自社の管理型処分場に搬入し、埋立処分もしくはセメント会社等に搬入し、セメント原料としてリサイクルする。

2. 環境保全措置の概要

1. 中間処理施設において講ずる措置

分離施設では、処理に伴う粉塵の発生に注意し、処理を行う。投入口、搬送経路繋口、排出口など各粉塵発生個所に吸引口を設け、吸引力の高いサイクロン一体型集塵機で粉塵を回収する。

混合造粒固化物施設では、騒音の発生に注意し、処理を行う。騒音発生時においては、機械の運転を止め、点検整備を実施し故障箇所等を修繕してから処理を行い、騒音の発生を防ぐ。粉体の移送は圧縮空気を使用した配管移送とし、集塵機を設置することで大気への粉塵の発生防止に努める。

破碎施設、切断施設では、粉塵・騒音の発生に注意し、破碎、切断を行う。粉塵のひどい場合には散水を行い粉塵の発生防止に努める。騒音発生時においては、機械

の運転を止め、点検整備を実施し故障箇所等を修繕してから処理を行い、騒音の発生を防ぐ。

固化破碎施設では、汚水の漏洩に注意し、降雨時の汚水は集水槽に集水して貯留後ポンプアップにて混練水槽に移し、処理を行う。

焼却施設では、大気汚染に注意し自動測定機器等の細かな監視・点検を行いながら、焼却処理を行う。焼却後の焼却灰は降雨時における汚水の地下浸透に留意し、コンクリート製の貯留ヤードに灰出し後、管理型処分場にて埋立処分する。ばいじんは飛散を防ぐため、鉄製ダストボックスに貯留した上、ビニール製シートにて覆い、飛散の防止に努める。定期的に排ガス・焼却灰・ばいじんの測定分析を行い、環境保全上の支障を未然に防止する。

2. 保管施設において講ずる措置

環境保全のため、保管の場所から廃棄物が飛散・流出・地下浸透し、悪臭が発散しないよう留意し、底面をコンクリート製にした屋内型のストックヤード内にて保管を行う。また、適正保管量を超えないよう留意するとともに、産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出し、保管の場所には、ねずみ、蚊、ハエ、その他の害虫が発生しないよう清潔保持を心掛ける。

3. 最終処分場において講ずる措置

飛散・流出防止のための措置として重機による廃棄物の踏み固め、覆土を十分に行う。

埋立処分する廃棄物から生じる悪臭がある場合は、覆土を十分に行う。

処分場にみだりに人が立ち入るのを防止できるよう、搬入出入口、浸出水処理施設管理用出入口等、道路に面した箇所に鋼板製塀と施錠のできる門扉を設置し、搬入出入口横には表示すべき必要事項を記載した看板を設置する。

擁壁等は月1回以上定期的に巡回点検し、異常が発見された場合には原因を究明し、結果に対応した対策を講じる。

埋め立てた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理にあたって行った点検・検査、その他の結果及び措置の記録を作成し、廃止までの間保管する。

管理型処分場では、毎日の業務で行う点検作業に加え、遮水工、擁壁、調整池等の巡回点検を月1回以上行い、損傷個所の早期発見による予防的な補修や、堆積物の清掃除去、遮水工の機能維持等を行う。汚水の漏洩がないように埋立を行い、浸出水については浸出水処理施設のきめ細かな維持管理を行い処理する。

管理型浸出水処理水が、排水基準等に適合するよう浸出水処理施設の維持管理に努める。排水基準に適合していない場合には、その原因を究明し、発見された要因に応じて速やかに適切な処理を実施する。また、周辺2箇所の地下水は測定頻度を増やし、地下水等検査項目を半年に1回以上、塩化物イオン濃度を1ヶ月に2回以

上測定する。地下水検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合には、原因を究明しその結果に基づき必要な措置を直ちに実施する。

3. 処分する産業廃棄物の種類及び処分量

金属くず 20t、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」 6t、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」（石綿含有産業廃棄物） 1t、廃プラスチック類 200t、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物) 1t、がれき類 5,000t、がれき類(石綿含有産業廃棄物) 1t、ゴムくず 3t、木くず 30t、紙くず 2t、繊維くず 1t、燃え殻 50t、汚泥 2,000t、ばいじん 1,010t、鉱さい 200t、動植物性残さ 5t、廃油 0.5t、産業廃棄物を処分するために処理したもの 50t、廃酸 50t、廃アルカリ 0.1t、動物系固形不要物 1t、廃バッテリー 0.5t、廃石綿等等 2t、感染性産業廃棄物 19.2t、(特別管理産業廃棄物)廃油 2t、特定有害物質を含む廃油 0.2t、(特別管理産業廃棄物)廃酸 0.1t、特定有害物質を含む廃酸 0.2t、(特別管理産業廃棄物)廃アルカリ 0.1t、特定有害物質を含む廃アルカリ 0.2t、特定有害物質を含む汚泥 0.3t、特定有害物質を含むばいじん 0.2t、特定有害物質を含む燃え殻 0.2t